

1 金 沢 志 津 夫 議 員



- 1 ふるさと納税の取り組みを加速的に
- 2 施設一体型義務教育学校建設は一時立ち止まって
- 3 密漁対策と敷島内漁港の管理について
- 4 岩内港周辺の環境整備は

1 ふるさと納税の取り組みを加速的に

新型コロナウイルスの影響は地方自治体の経済全体に及ぼし、町も疲弊した経済を回復させるため、国からの交付金を原資に様々な支援策を行ってきました。

他町村では国の経済支援対策とは別に手持ちの基金を活用して、自治体独自の住民サービスを当初から行っている自治体もあり、町の財政力が問われています。

岩内町が保有する各種基金の中で一般財源として活用出来る財政調整基金の残額は他町村と比較しても少なく、また、町の財政規模から見ても決して充足していると言えない状態にあります。現在の町の財政調整基金の残額はいくらありますか。

財政力を向上させるため、岩内町もふるさと納税を基金として積立を始めましたが、基金の目的と今年度の基金目標、これまでの取組状況をお聞かせ下さい。

人口減少で町税や交付税が減額となる中で、ふるさと納税はどの町村も財源確保に向けた取組を加速化させており、岩内町は一步遅れの観があります。

寿都町では観光協会がふるさと納税返礼品とは別にお歳暮や年賀のギフトセットの販売に力を入れており、意気込みが感じられます。

ふるさと納税を加速化させる取組について町の考えを伺います。

納税者にとって魅力ある返礼品や特産物は、岩内町を発信する好機でもありますが、全国的に岩内の特産はこれだというモノが少ないように見えるが、主力商品として更なる商品開発も必要と思いますが、町の考えを伺います。

また、情報発信がまだまだ不足しているように感じますが、トップセールスはもちろんの事、加工業者、支援団体、地域おこし協力隊等々、総力あげて加速的に推進していくべきと考えるが、町の対応を伺います。

【答 弁】

町 長：

ふるさと納税の取組を加速的について、5項目のご質問であります。

1項めは、現在の町の財政調整基金の残額についてであります。

財政調整基金の残高につきましては、あくまでも予算ベースでの数値となりますが、本定例会に議案として上程中の補正予算を含めまして、1,923万2千円であります。

2項めは、基金の目的と今年度の基金目標、これまでの取組状況についてであります。

本町における、ふるさと納税は、平成28年度より開始し、岩内町を応援するために寄せられた寄附金を、寄附者の意向に沿った事業に充てることを目的に、平成28年12月に、岩内町ふるさと納税基金を設置したところであります。

平成28年度から令和元年度までの4年間における寄附額の合計は、1億6,804万9,324円、このうち返礼品及び送料、システム等の経費合わせて1億40万1,665円を差し引いた6,764万7,659円を基金として積み立て、これまで、怒濤まつり花火大会5千発打ち上げや、健康管理システムの導入など、総計1,068万円を事業に充当してきたところであります。

なお、令和2年度の基金目標については、寄附額で約7,500万円、経費で約4,600万円を見込んでおり、寄附額と経費の差額である約2,900万円を新たに基金として積み立てる予定であります。

これまでの取組状況としては、寄附者がふるさと納税を寄附する際、自治体へ直接寄附をするのではなく、インターネット上の寄附受付サイトを通すことから、本町では大手寄附受付サイトである、ふるさとチョイスと提携してきたところであります。

また、ふるさと納税の推進を図るため、観光協会に業務委託をしており、2年以上連続で寄附していただいたリピーターを対象とした抽選会等を実施してまいりました。

3項めの、ふるさと納税を加速化させる取組についてと、4項めの、主力商品として更なる商品も必要と思うが町の考えは、については、関連がありますので、併せてお答えいたします。

本町のふるさと納税における返礼品は、たらこ、数の子、紅鮭などの水産加工品に限らず、肉類や乳製品など合わせて約90品目の商品を取りそろえております。

今後、事業を加速化させていくためには、町内事業者及び生産者との連携を深め、返礼品の供給体制の強化を図るとともに、食料品に限らず当地域の魅力である、自然や歴史・文化などを活用した体験型商品なども主力商品としての可能性を有していることから、これらの資源を磨き上げ、地域全体のブランド力を向上させていくことが必要であると考えております。

また、これらの魅力ある商品をより多くの方に知ってもらうため、寄附受付サイトの内容の充実を図り、インターネットを活用した広域的な魅力発信能力を強化していくとともに、寄附を寄附していただいた方へのフォローアップを強化し、これまで以上に岩内町を応援していただける仕組みづくりを構築してまいります。

5項めは、情報発信がまだまだ不足しているように感じますが、トップセールスはもちろんの事、加工業者、支援団体、地域おこし協力隊等、総力あげて加速的に推進していくべきと考えるが町の対応は、についてであります。

ふるさと納税の推進に向けては、観光事業者及び新たに開設する観光ホームページとの連携による情報発信能力の強化、町内事業者や生産者との連携強化による商品開発力及び供給体制の向上が求められております。

こうした中、町の体制といたしましても、令和2年7月の機構改革に伴い、ふるさと納税担当を総務課から観光経済課へ業務を移管し、観光部門、商工振興部門との一体的な事業推進を可能とする体制を強化したところであります。

いずれにいたしましても、ふるさと納税は町の重要な施策の1つであることから、今後におきましても、更なる情報発信、商品開発等に加え、ふるさと納税を通じた関係人口の増加を図り、寄附額の向上と地場産業の活性化を推進してまいります。

2 施設一体型義務教育学校建設は一時立ち止まって

施設一体型義務教育学校の推進に向け、保護者説明会や住民説明会が行われてきたが、各種説明会の回数と参加人数、説明内容と町民の反応について伺います。

計画している施設一体型義務教育学校の規模、建設費用、立地場所、建設予定年、スクールバスの運行の有無、原子力防災防護対策はどのようになっていますか。

施設一体型学校の建設に伴い廃校となる四小中学校の今後は、解体するのか、別な活用方法を考えているのか。お聞かせ下さい。

地域防災計画や原子力防災計画の中で緊急時の退避場所である四小中学校は、地域の重要なコミュニティ施設であり、最も身近な避難場所です。新たな学校建設で町の防災計画の見直しが必要ですが、対応を伺います。

コロナウイルス感染症の終息が見通せない中で、子供たちを一つの学校に集中させる事が、防災面や感染拡大の面からも危険と思われるが、どう考えていますか。

12月定例会に上程された、岩内町学校整備基金条例では、新規に学校を建設する場合と既存校舎を改築した場合に基金を財源に充てるとしているが、基金の目標額と何年を目標達成年度と設定していますか。

教育委員会では新規の学校建設に向けた取組が進んでいますが、一方、町では既存校舎の改築も有り得る対応であり、議会にも説明不足です。判りやすい説明を求めます。

先の一般質問で、新規で学校建設する費用の原資を伺ったが、明確な答弁がなかったので再度お聞きします。

説明会では過疎債で対応すると聞いていますが、借入額と償還期間、町費の持ち出しはいくらと算定していますか。

町長は今年度中に建設の是非を判断するとしていますが、コロナ禍で町の経済が大変な状況の中、経済対策を優先させるべきであり、底辺で困窮する町民が支援を待っている事を考えれば、総合的に考えて既存校舎の改築も視野に子供たちの教育環境を整備するのが現実的と考えます。

施設一体型義務教育学校の建設は一時立ち止まって考えるべきと思うが、町長の考えを伺います。

【答 弁】

町 長：

施設一体型義務教育学校建設は一時立ち止まって、について9項目のご質問であります。

1項めは、施設一体型義務教育学校の推進に関する住民説明会の開催状況についてであります。

施設一体型義務教育学校の設置につきましては、教育委員会から、岩内町義務教育学校基本構想及び基本計画に基づき、申し出を受けたものであり、本計画が今後の町づくりや財政運営に大きな影響を及ぼす事業であることから、全庁的な検討を進めることが必要と判断し、特別職と部長職をもって構成する、岩内町学校施設整備会議を設置するとともに、財務部会、公聴部会、施設部会、既存校活用部会の四つの専門部会を配置の上、それぞれの課題や有効性などを洗い出し、検討を進めているところであります。

また、本計画を検討する上で、町民の皆様からご意見を伺いながら進めていくことが重要であることから、本年10月20日から22日までの3日間にわたり町民説明会を開催したところ、延べ55名の参加がありました。

主な説明内容につきましては、施設一体型義務教育学校の定義と、導入により期待出来る効果や課題、本町の教育・学校施設の現状と課題などについて説明し、参加者には施設一体型義務教育学校とはどのような施設なのかを理解していただけたものと考えております。

2項めは、計画している施設一体型義務教育学校の原子力防災防護対策についてであります。

現在の小中学校4校のうち、原子力防災防護対策として放射線防護を講じているのは、西小学校の1校となっておりますが、施設一体型義務教育学校については、基本構想・基本計画の段階であることから、原子力防護対策を含め、施設面での具体的な検討には至っておりません。

3項めは、施設一体型義務教育学校の建設に伴う既存校の解体・活用方法についてであります。

現在、施設一体型義務教育学校の設置については、専門部会において、それぞれの課題や有効性などの検討を進めている段階であり、設置の有無についての方向性は示しておりませんが、今後検討を進めた結果、施設一体型義務教育学校を設置すると仮定した場合には、既存校それぞれの耐用年数や活用に伴う維持管理費用、さらには、学校開放事業などを考慮しながら、解体あるいは有効な活用について判断して参りたいと考えております。

4項めは、新たな学校建設による町の防災計画の見直しについてであります。

施設一体型義務教育学校の設置の有無についての方向性は示しておりませんが、設置すると仮定した場合には、新たに設置する学校についても、避難所等の指定を行うことが想定され、現在避難所等に指定している既存校の活用方法にもよりますが、町の人口推計値や公共施設の配置状況、さらには、感染症対策を想定した避難所等における収容可能人数など総合的に勘案しながら、指定の見直しを行うこととなり、その結果を踏まえ、整備年次等に合わせ、地域防災計画、原子力防災計画等の必要な改訂を実施することとなります。

7項めは、教育委員会では新規の学校建設に向けた取組が進んでいますが、町では既存校舎の改築も有り得る対応であり、議会へのわかりやすい説明を求めます、についてであります。

町といたしましては、施設一体型義務教育学校の設置を基本として検討を進めているところでありますが、多額の財源が必要となることから、既存校の活用なども想定した中で、中長期の財政見通しを示しながら、議論を深化させる必要があるものと考えており、議会や住民の皆様にも、引き続き、丁寧な説明に努めて参ります。

8項めは、新規で学校建設する費用の原資について、説明会では過疎債で対応すると聞いているが、借入額と償還期間、町費の持ち出しはいくらと算定しているかについてであります。

施設一体型義務教育学校を新設する場合における費用の原資につきましては、岩内町義務教育学校基本構想・基本計画において、建設費用への充当財源については、公立学校施設整備費負担金や学校施設環境改善交付金などの国庫補助金を最大限活用した上で、残りの財源については、学校教育施設等整備事業債といった地方債を充当していくとされており、さらに、後年次への財政負担を大きくしないよう留意が必要とするなど、過疎債等の借入条件が有利な地方債の発行も念頭においたものとなっております。

この借入条件が有利な地方債と言える過疎債については、後年度への財政負担を最小限に抑えるための有効な手段の1つと認識しておりますが、例年、申請する自治体も多く、加えて、国・道における配分枠も限られたものであることから、申請額を全て確保することが難しい地方債でもあります。

これらのことから、現時点におきましては、過疎債は、あくまでも有効かつ発行可能な地方債の一つとして位置づけており、具体的な借入額等は設定しておりませんが、今後、中・長期の財政見通しが明らかになった後、専門部会における具体的な検討作業が進められ、事業費総額や充当する地方債の種類及び借入額等について具体化されていくものと想定しており、過疎債を含めた他の地方債についても、同様のタイミングで借入額や償還期間等が示されていくものと考えております。

9項めは、コロナ禍における町の経済対策を優先させるべきであり、既存校舎の改築も視野に子どもたちの教育環境を整備するのが現実的と考えます。

施設一体型義務教育学校の建設は一時立ち止まって考えるべきと思うが、町長の考えは、についてであります。

施設一体型義務教育学校の設置につきましては、児童・生徒の学力向上と教育環境の充実を図る上で、重要な施策であると認識しております。

さらに、医療、福祉、生活環境、地域経済対策など各分野における重要な施策を考慮し、総合的な観点から町政を運営していく必要があり、施設一体型義務教育学校を設置することで、他の施策に影響を及ぼすことがないよう長期的な視点に立ち、あらゆる角度からの検討が必要であると考えております。

従いまして、引き続き各専門部会による検討を重ね、今年度内を目途に、町としての方向性を示すよう努めて参ります。

【答 弁】
教 育 長 :

施設一体型義務教育学校建設は一時立ち止まってについてのご質問のうち、教育委員会に関する部分について、私からお答えいたします。

1 項めは、施設一体型義務教育学校の推進に向け、行われてきた保護者説明会の回数と、参加人数、説明内容と、保護者の反応についてであります。

保護者説明会につきましては、令和2年10月7日から13日まで、4回開催し、38名の参加がありました。

説明会では、先進地視察の報告をはじめ、基本構想・基本計画を中心に、施設一体型義務教育学校の導入により、期待出来る効果と、課題、町の教育及び、学校施設の現状と課題、児童生徒数及び、学級数の将来動向、これに伴う学校規模、既存4校の改修費と、施設一体型義務教育学校新設費の比較等の説明を行いました。

また、保護者からは、賛否についての意思表示はなく、質問・意見として、特色のある教育をどのように進めるのか、子どもたちの規範意識に関する懸念、開校に向けた、教職員に対する指導などについて出されたところであります。

2 項めは、計画している施設一体型義務教育学校の規模、建設費用、立地場所、建設予定年、スクールバスの運行の有無についてであります。

教育委員会が策定いたしました、岩内町義務教育学校基本構想・基本計画では、施設規模は、敷地面積2万7千から3万5千平方メートル、施設面積1万5千平方メートル、学級数は、普通学級21学級、特別支援学級11学級。

建設費用は、建築工事費50億9千万円、土木工事費4億1千万円、設計及び管理費等3億円、備品購入費9億3千百万円、総額67億3千百万円を想定しております。

立地場所は、将来の町づくりに大きな影響を与える事業であることから、関連する部署等と協議を重ねることにより、決定されるものと考えております。

建設予定年は、令和4年から令和6年で、令和7年4月の開校を目標としております。

スクールバスの運行は、立地場所が確定した段階で、通学距離及び、通学時間を考慮し、導入についての検討を進める必要があると考えております。

5 項めは、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中で、子供たちを一つの学校に集中させる事が、防災面や感染拡大の面からも、危険と思われるがどう考えていますかについてであります。

各学校におきましては、学校経営計画に基づき、学校運営を行っているところであり、防災に関わることや、感染症対策をはじめとする衛生管理に関わることについても、学校において、それぞれの方針・計画に基づき、取り組んでいるところです。

また、学校における新型コロナウイルス感染症対策については、文部科学省から発出されているマニュアルに基づき、感染症対策に努めており、したがって、学校の規模に関わらず、日頃の様々な必要な対策を講じることにより、安全な環境の中で、安心して、学校生活を送れるよう取り組んでまいります。

6 項めは、12月定例会で上程された岩内町学校整備基金条例に関する目標額と、目標達成年度の設定についてであります。

学校施設の整備については、現在、岩内町学校施設整備会議において検討されており、そのことから、現時点において、目標額及び目標達成年度の設定は

しておりませんが、学校施設の整備には、学校の施設形態に関わらず、多くの事業費が必要となることから、基金として積み立てていきたいというものであります。

7項めは、教育委員会では新規の学校建設に向けた取組が進んでいますが、一方、町では既存校舎の改築も、有り得る対応であり、議会にも説明不足です。わかりやすい説明を求めますについてであります。

教育委員会では、令和2年3月に岩内町義務教育学校基本構想・基本計画を策定し、5月13日に町長に対し、施設一体型義務教育学校に関する検討について、正式に申し出を行ったところであります。

その後、町長部局・教育委員会において、岩内町学校施設整備会議を設置し、検討の作業を進めているところでありますが、この間、所管の委員会においては、その旨、報告をしたところであります。

また、4月から、義務教育学校について理解を深めていただくことを目的とした説明会を、議会議員をはじめ、保護者や教職員、保育士、町職員に行ったところであります。

< 再 質 問 >

施設一体型義務教育学校建設について再度質問いたします。

1 項めの、各種説明会のうち、保護者説明会や住民説明会については答弁をいただきましたけれども、教職員や児童生徒に対する説明は、どのような内容と意見を聴取しましたか。伺います。

2 項め、岩内町学校整備基金条例の案には第 2 条に基金は予算に定める範囲内としており、予算計画に載ることになります。まだ何も設定していないという答弁ですが、年次計画に載るといふことは矛盾するのではないかと伺います。

3 項め、義務教育学校建設費用は総体で 6 7 億円超と答弁いただきましたけれども、補助金、起債、一般財源の財源内訳によって、町財政が大きく影響されると考えますけれども、起債、一般財源の比率はどの程度を考えているのか。またその金額について再度伺います。

【答 弁】

教 育 長：

施設一体型義務教育学校建設は一時立ち止まってに関する3項目についてお答えいたします。

1項めは、各種説明会のうち、教職員や児童生徒に対する説明の内容や意見はどのようなものかについてであります。

教職員に対する説明については、令和2年5月19日から28日にかけて、小学校、中学校、岩内高等学校の教職員114名に対して説明を実施し、説明の内容については保護者説明会と同様の内容となっており、教職員の方からは小中一貫教育導入に向けた、具体的なスケジュールや施設に関する要望等について出されたところであります。なお、児童生徒に対する説明会は開催しておりません。

2項めは、岩内町学校整備基金条例案には、第2条に基金は予算の定める範囲内としており、予算計画にのることになり、まだ何も設定していないとの答弁だが、年度計画に載るといふことと矛盾しているのではないかについてであります。

岩内町学校整備基金条例については、令和3年度以降の予算により積み立てるものであり、基金の額については今後関連する部署と協議を進めてまいります。

3項めは、義務教育学校建設費用の起債、一般財源の比率及び金額についてであります。

教育委員会が策定いたしました岩内町義務教育学校基本構想・基本計画では、施設一体型義務教育学校建設に関する起債と一般財源の比率については起債の比率が55.17%程度、起債の金額については37億1千3百万円程度、起債を除く一般財源の比率が21.64%程度、金額については14億5千6百万円程度と想定しております。

3 密漁対策と敷島内漁港の管理について

9月25日の第3回道議会予算特別委員会で、小樽選出の菊地葉子道議が、頻発しているアワビ、なまこなどの浅海資源の密漁対策について、漁業者からの要望を受けて道・水産林務部に質問しております。

平成30年12月の漁業法の改定で、罰則金額が引上げられましたが、巧妙化する組織的な密漁は後を断たず、全道で摘発された半数以上が日本海側に集中して発生し、漁民を苦しめています。

岩内町も、補助事業で夏期間のガードマンによる取締りや漁業者が巡回を行っていますが、夜間や早朝まで監視の目が行き届かず摘発が困難な現状にあります。

漁協も対策として国と町の補助金を活用しながら監視カメラを設置し、漁協にモニターがありますが、警察や警備会社との連絡体制がないため抑止力にとどまっているだけで、密漁防止に大きな効果が期待できないものです。

近年、水中の音響を活用した、漁場監視レーダーシステムが開発され注目されていますが、岩内町として効果的な密漁対策と、監視レーダーシステムの導入についてどのような取組をされるのか、お伺いします。

町はずれにある敷島内漁港は密漁者が出入りするための格好の場所になっているとの情報や、夏期間、漁港内にキャンプに来る人達により漁民の大切な船の漁具が海に投げ捨てられるなどの被害があり、漁港の管理が極めてずさんであることが判っています。

また、たび重なる時化により漁港内に石や流木が堆積し、入出港の妨げとなっており、避難港として重要な港であり再整備が必要です。

町として漁民の安全を守る上からも、道に対し敷島内漁港の管理と整備を徹底するよう求めますが、町の対応をお伺いします。

【答 弁】

町 長：

密漁対策と敷島内漁港の管理について2項目のご質問であります。

1項めは、岩内町として効果的な密漁対策と、監視レーダーシステムの導入についてどのような取組をされるのか、についてであります。

近年、全国的に、ナマコやアワビなどの特定水産動植物を対象とした悪質な密漁が問題視されていることから、国はその抑止を目的に、平成30年12月に漁業法を改正し、個人に対する罰金の最高額を、従来の2百万円から3千万円へ引き上げるなど罰則を強化しております。

また、密漁が発生するのは、これらを高額で買い受ける者がいることも要因の一つであるとして、密漁品の運搬や保管、あっせんなど流通に関わった者に対しても、密漁者と同じ罰則を適用し、本年12月1日から施行され、密漁の抑止に効果があるものとして期待されております。

こうした中、密漁対策センサーは、光学カメラ、赤外線カメラ、レーダー、アクティブソナー、磁気センサーなどがあり、それぞれに、監視対象、監視範囲、導入コストなど、課題があるものと認識しておりますが、IOTを活用した密漁防止システムについては、道が、広域的な監視が可能となる、漁場監視レーダーシステムの整備や、試験運用中の、水中の音響を活用した、密漁防止システムの導入に対する支援について、現時点で、更に検討する必要があるとしており、今後も、国や道の動向を注視してまいります。

次に、これまで、町が行ってきた密漁対策といたしましては、岩内郡漁業協同組合が実施する、国の事業を活用した密漁監視カメラの設置や、浅海資源密漁取締事業などの支援、更には、取締り機関である小樽海上保安部や岩内警察署とは、小樽地区密漁防止対策協議会および岩宇地区沿岸防犯協力会の一員として、取締りの強化を求めるとともに、密漁防止の啓発や、立て看板を設置するなどの連携をしております。

いずれにいたしましても、効果的な密漁対策として、漁業法の改正による、密漁の抑止は、一定の効果が期待されるものの、夜間や休漁中における漁場の監視システムの構築や、密漁者を発見した際の速やかな通報と取締り、日頃からの啓蒙活動など、総合的な密漁対策が重要であると考えておりますので、引き続き、国や道、取締り機関と連携し、漁業協同組合と情報共有を図りながら、密漁防止対策の支援をしてまいります。

2項めは、町として漁民の安全を守る上からも、道に対し、敷島内漁港の管理と整備を徹底するよう求めますが、町の対応は、についてであります。

敷島内漁港につきましては、北海道漁港管理条例に基づく漁港施設として、道が管理を行っており、漁港内の秩序維持や遊泳の制限、罰則なども条例に規定されております。

これまでの町の対応につきましては、利用する漁業者からの要望は、操業に支障をきたしているものと捉え、漁業協同組合と連携し、漁港を管理する道と協議を重ねており、主な協議内容といたしましては、物揚場および船揚場のコンクリート補修、漁港内の浚渫、船揚場の滑り材設置、国道229号への漁港出入り口付近のカーブミラー設置、物揚場の流木回収、などであります。

道においては、これら要望した一部が改善されているものの、限られた予算や関係機関との調整などから、時間を要している現状にもありますが、引き続き、計画的に改善したいと伺っております。

また、漁港内の秩序維持に向けて、事案が発生した場合には、町または漁業協同組合から、道および岩内警察署へ通報し、巡回パトロールや取締りの強化を要請しており、今後においても、これまでどおり敷島内漁港の秩序維持のため、利用する漁業者からの要望については、漁業協同組合と連携し、道と協議を重ね、改善が図られるよう努めてまいります。

4 岩内港周辺の環境整備は

先の一般質問で漁港区での無断上架、廃船処理について港湾管理者の町に対応を質問していますが、現状はどのように対処し、改善されていますか。

漁業者は係船や上架の使用料を町に納入していますが、届け出のない釣り船などに使用料を徴収していますか。いないとすれば利用者間の不公平が生じていませんか。

造船所が上架させている釣り船などの使用料はどのようになっていますか。

大和埠頭や港内全般を見ても廃船処理が進んでいるようには見えませんが、町の景観全体に関わる問題であり猶予出来ません。その対策と漁船の廃船処理費用の支援策は、現在どのようになっていますか。

漁港区内にゴミが散乱していますが、特に万代船揚げ場周辺は、使い捨てのゴム手やロープ類、漁箱など漁業者が使用したと思われる物が大半です。

ゴミはマナーの問題であり、現地を確認し関係団体に注意喚起するべきと思うが、対応は。

フェリー就航時は港湾管理事務所が置かれ、港の管理もされていましたが、現在は行き届いた管理と言えない状況です。

景観も重要な地域振興であり、道の駅を訪れた観光客が、廃船や雑然とした周辺の景観を見て何と思うのでしょうか。町の姿勢が問われています。今後の対応を伺います。

【答 弁】

町 長：

岩内港周辺の環境整備は、について、6項目のご質問であります。

1項めの、漁港区での無断上架、廃船処理について、現状はどのように対処し改善されていますかについてと、2項めの、漁業者は係船や上架の使用料を町に納入していますが、届け出のない釣り船などに使用料を徴収していますか。いないとすれば利用者間の不公平が生じていませんかについてと、4項めの、廃船処理が進んでいるように見えず、町の景観全体に関わる問題であるが、その対策と漁船の廃船処理費用の支援策は現在どのようになっていますかについては、関連がありますので、合わせてお答えいたします。

町はこれまで、港湾区域及び港湾施設を良好な状態に維持するため、点検による現地の確認、船主等の特定、関係人との面談を軸に、無断上架、廃船処理の減少に努力してきたところであります。

こうした中、漁港区については、港湾法第39条の水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域であります。一方で、遊漁船を排除する法令も存在しないことから、使用許可を受けている敷地において、漁船と遊漁船の両方が混在する状況が散見され、無断上架、廃船処理の解消に至っていない状態であります。

こうしたことから、円滑な港湾利用が図られるよう、漁業協同組合や港湾利用者と意見交換をしながら、漁船と遊漁船の棲み分けや、関係人との粘り強い指導に、引き続き取り組んでまいります。

なお、使用料等については、岩内港港湾管理者が岩内町港湾管理条例に基づき徴収する繫船岸壁使用料と、岩内地方船舶上架公社が、料金を設定している上架料は、それぞれ根拠の異なるものであります。繫船岸壁を使用する場合は、使用許可申請が出され、申請に基づき使用料を徴収しているところであります。

また、廃船処理については、これまでの取組に加え、所有者情報の詳細が不明な放置船も確認されていることから、海上保安庁、漁業協同組合など、関係機関との連携を強化し、廃船処理の効果的な取組が出来るよう今後も努めてまいります。

漁船の廃船処理費用の支援策については、岩内港港湾区域内における船舶航行の安全確保、環境保全、ならびに廃船、沈船の放置防止を目的に、港湾区域内環境整備事業補助要綱を定め、漁船所有者に対して、漁船の解体費用等の一部として、最大で1件あたり10万円を補助しており、今年度1件の活用があったところであります。

3項めは、造船所が上架させている釣り船などの使用料はどのようになっていますか、についてであります。

造船所から港湾施設の使用申請があり、現在、船が置かれている場所としては万代第二船揚場がありますが、岩内町港湾管理条例に基づき、申請面積に応じて、船揚場使用料を徴収しているところであります。

5項めは、漁区内にゴミが散乱していますが、現地を確認し関係団体に注意喚起するべきと思うが対応は、についてであります。

町では、担当職員による巡回に加えて、万代第二船揚場を含む臨港地区の環境維持を目的に職員約30人体制で、年に一度、港湾清掃を実施しております。

今後も、臨港地区の環境維持に向けて、漁業協同組合の協力を得ながら港湾

利用者への啓発に努めてまいります。

6項めは、現在は、行き届いた港の管理と言えない状況です。景観も重要な地域振興であり、道の駅を訪れた観光客が、廃船や雑然とした周辺の景観を見て何と思うのでしょうか。町の姿勢が問われています。今後の対応は、についてであります。

岩内町の港湾施設の管理につきましては、建設課の所管として、担当職員が岩内町港湾管理条例に基づき、港湾区域及び港湾施設を良好な状態に維持するため、港内の点検や工事、関係機関との調整、入出港に係る手続きなどの業務を行っているところであります。

町といたしましても、景観への配慮は重要であると考えており、今後も定期的な巡回の継続と、放置船対策、環境維持、港湾利用者への啓発など効果的な取組を継続し、適正な港の管理に努めてまいります。